

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年 5 月27日付け大住吉市民第42号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 4 月 22 日付け大住吉市民第 7 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 4 月 8 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載のとおり公開請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、別表の（え）欄に記載の公開請求のうち「上記①～③において…住吉区荻田小学校区のこの回答に該当する全団体の会員名簿を求める。」旨の部分（以下「本件請求」という。）に係る公文書として、「平成 22 年版『大阪市住吉区団体名簿』の『荻田連合振興町会・赤十字奉仕団』のページ、平成 22 年版『大阪市住吉区団体名簿』の『荻田社会福祉協議会』のページ」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき「氏名（会長を除く）、住所及び電話番号」を公開しない理由を別表の（く）欄に記載のとおり付して、本件決定を行った。

また、別表の（え）欄に記載の公開請求のうち「区役所の地域担当職員（荻田小学校区分）の職務歴を求める。」の部分については、平成 23 年 4 月 22 日付け大住吉市民第 8 号により不存在による非公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 4 月 27 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「大阪市住吉区団体名簿」は住吉区政協力会が作成したものであり、その団体は任意団体である。その名簿は、照合・精査された無謬なものか。
- 2 区政協力会が作った名簿は公文書ではないので、区役所職員が職務上作成し、保有している文書の公開を求める。
- 3 住吉区荻田小学校区内にある団体は他にもあり、区役所に名簿があるではないか。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、本件決定において、「公文書の件名」欄を別表の（お）欄に記載のとおりに誤って記載していたことから、平成23年6月24日付け大住吉市民第57号により本件決定の取消し及び新たな部分公開決定を行い、「公文書の件名」欄を別表の（か）欄に記載のとおりに改めた。
- 2 異議申立人は、本件請求において、荻田小学校区で地域活動協議会が設置された場合に参画する団体の名簿の公開を求めたが、実施機関としては、「荻田連合振興町会」と「荻田社会福祉協議会」の2団体の役員名簿を特定した上で本件決定を行った。
なぜなら、地域活動協議会を設置するかどうかについては地域の意思で決められるものであり、荻田小学校区において設置されるかどうかは未定である。また、設置されたとした場合でも、参画する団体については地域において検討、協議されていくなかで決定されていくものであり、現時点では参画団体を特定することができないものである。
よって、現時点では地域活動協議会設立には「地域連合振興町会」と「地域社会福祉協議会」の2団体（以下「両団体」という。）の参画が一定の条件と考えられているため、当該団体を対象団体とした。また両団体の役員名簿について、区役所内に保有される名簿は、「大阪市住吉区団体名簿」しかなく、本件文書を特定した。
- 3 また、異議申立人は「『大阪市住吉区団体名簿』は、住吉区政協力会が作成したものであり、その団体は任意団体である。その団体が作成した名簿は公文書ではない」旨を主張するが、条例第2条第2項で「『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。」と規定されており、「住吉区団体名簿」については、任意団体の区政協力会において、編集・発行されているものだが、この条項に照らし合わせると、

区役所が職務上取得した文書であり、発行・販売先についても、不特定多数に販売されたものではないものである。

- 4 また過去の情報公開において大阪市の他の実施機関より「大阪市住吉区団体名簿」が公文書として公開されている。このことから、今回実施機関は、「住吉区団体名簿」を条例第2条第2項の規定に基づき公文書にあたると判断したものである。よって実施機関の判断は妥当であると考ええる。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求に対し、本件文書を特定した上で、本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書は公文書に該当しない上に、他に特定すべき文書があることから、改めて文書を特定し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の公文書該当性及び、本件決定において、本件文書のみを特定したことの妥当性である。

3 本件文書の公文書該当性について

異議申立人は、本件文書は、任意団体である住吉区政協力会が作成したものであることから、公文書には該当しない旨主張している。

条例第2条第2項は、公開請求の対象となる公文書を、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

ここで、実施機関によると、本件文書は実施機関が職務上取得した文書であり、また、実施機関において他に名簿を作成していないことから、本件文書を実施機関において組織的に用いるものとして保有しているとのことである。

このような本件文書に係る実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められず、本件文書は公文書に該当する。

4 文書特定の妥当性について

- (1) 実施機関は、本件請求の対象となる団体を、地域活動協議会が設置された場合に参画する団体と解し、本件請求時点で地域活動協議会設立に両団体が参画することを一定条件としているため、両団体のみを特定している。

- (2) これに対して異議申立人は、荻田小学校区内にある団体は他にも、「荻田地区民生委員・児童委員協議会」、「荻田地区ネットワーク委員会」、「地下鉄あびこ中央商店街振興組合」等があることを示し、請求の対象となる団体の特定もれがある旨を主張している。
- (3) 地域活動協議会設立に両団体が参画することが一定の条件であるという点について、当審査会から実施機関に確認したところ、「なにわルネッサンス 2011ー新しい大阪市をつくる市政改革基本方針ー（平成 23 年 3 月）」にその旨が記載されているとのことであった。
- そこで、当審査会において同方針を確認したところ、確かに地域活動協議会の認定の要件として「地域コミュニティを基盤に活動する連合振興町会、地域社会福祉協議会が立ち上げ、地域特性に応じて、校区等地域で活動している地域団体の運営への参加を促すこと」と記載されていた。
- (4) また、実施機関によれば、地域活動協議会については、本件請求時点において設置されるかどうかが未定であり、設置されとした場合でも、本件請求時点では参画団体を特定することができないとのことであった。
- (5) 以上のことから、本件請求に対して、本件請求時点において参画することが一定の条件と考えられている両団体のみが本件請求の対象となる団体に該当するとして本件文書を特定したとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

別表

(あ)	諮問書	平成23年 5 月27日付け大住吉市民第42号
(い)	決定	部分公開決定
(う)	請求日	平成23年 4 月 8 日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	平成 23 年 2 月 3 日（木）に「市長と語ろう住吉区地域懇談会」が開催され、その当日に参加者より自由意見を求め、3 月 31 日（木）にその回答が区のホームページにアップされた。その中の「市政改革について」の回答で ① 1 番目、「連合振興町会や地域社会福祉協議会をはじめ、その他、地域でさまざまな活動をしておられる団体との連携を強化しながら、～地域活動においては、地域の全住民を対象として、誰もが参加できる形で行うこととしております。」としている。 ② 3 番目、連合振興町会・地域社会福祉協議会や企業や非営利の団体等さまざまな団体の参画を得る。そして「地域活動協議会の立上げや運営にあたっては、区役所、市コミュニティ協会各区支部協議会、区社会福祉協議会の三者が連携をより密にし、地域の市民活動をより有効に支援してまいりたいと考えています。」とある。 ③ 4 番目、「各活動を担われている地域団体（地域振興会・防犯協会・地域社会福祉協議会など）に交付する～」とある。 上記①～③において…住吉区荻田小学校区のこの回答に該当する全団体の会員名簿を求める。【本件請求】 又、区役所の地域担当職員（荻田小学校区分）の職務歴を求める。
(お)	本件決定通知書に記載された公文書の件名	1. 平成23年度版「大阪市住吉区団体名簿」の「荻田連合振興町会・赤十字奉仕団」のページ 2. 平成23年度版「大阪市住吉区団体名簿」の「荻田社会福祉協議会」のページ
(か)	平成23年 6 月24日付け大住吉市民第57号に記載された公文書の件名	1. 平成22年版「大阪市住吉区団体名簿」の「荻田連合振興町会・赤十字奉仕団」のページ 2. 平成22年版「大阪市住吉区団体名簿」の「荻田社会福祉協議会」のページ
(き)	公開しないこととした部分	氏名（会長を除く）、住所及び電話番号
(く)	上記の部分を開示しない理由	条例第 7 条第 1 号に該当 （説明） 公開しないこととした部分の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、また個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(け)	異議申立て年月日	平成23年 4 月27日
(こ)	担当	住吉区役所市民協働課

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 9 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 5 月 27 日	諮問
平成 23 年 11 月 21 日	異議申立人から意見書の提出
平成 23 年 11 月 28 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 12 月 12 日	実施機関理由説明
平成 23 年 12 月 26 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 2 月 13 日	審議 (答申案)
平成 24 年 2 月 27 日	審議 (答申案)
平成 24 年 3 月 29 日	答申